

平成27年度 京都市立山階小学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳及び安心して学校生活を送ることのできる権利を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

山階あんしん委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長・教頭・教務主任・養護教諭・人権教育主任・生徒指導主任・道徳主任
スクールカウンセラー・生徒指導部会員

ウ 開催時期

月1回（生徒指導定例会と同時開催・緊急の場合はこの限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図ることにより、子どもの心の変化に気づくことができる教職員を目指す。

イ 研修の時期・内容等

- ・6月、7月、2月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「山階小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員の生徒指導・いじめに対する意識向上及び生徒指導における児童理解についての研修」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）等に基づき、一人一人の児童の学ぶ意欲や楽しさ、わかる喜びを大切にした授業を行う。
- ・学習規律を大切に、すべての児童が安心して学習に臨むことのできる環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実、コミュニケーション能力の育成、総合学習を軸とした学びのスタイルの確立を目指す。
- ・基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育

- ・道徳学習を通して社会的実践力と判断力の育成と、人・命の大切さ、思いやりの理解を図る。
- ・人権参観にて人と人とのかかわりを大切にした授業を実践し、保護者に理解を求める。
- ・山階いじめ防止等基本方針を保護者に周知徹底する機会をもつ。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・生活科・総合的な学習の時間において幼稚園との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、人権を啓発する題材を取り上げ、「人権の木」を作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・社会的スキル向上のための話し合いを通して、場に応じた適切な行動、まわりの人の気持ちを考えた行動がとれるように「絆づくり」と、毎月のめあてを設定して子どもの意識を活性化させる。
- ・児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所つまり「居場所づくり」を常に行えるように努める。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。

力 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「山階小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C A サイクルでの見直しも行う。
- ・いじめを未然に防ぐために、早期発見、早期対応ができる教職員の資質を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・いじめの早期発見、早期対応ができるように、定期的に児童の情報共有に努める。
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「山階あんしん委員会」で情報を共有する。
- ・「山階あんしん委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「山階あんしん委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ無記名アンケートを 6 月、記名式アンケートを 11 月に実施を行う。尚、4 ～ 6 年生については、クラスマネジメントシートを活用する。また、その一部を「学級力アンケート」と兼用し、子どもたちに開示し、学級の実態について話し合う。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- 7 月には子ども対象の「子ども面談週間」 12 月には保護者向けの「教育相談（個別懇談）」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

ウ その他

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・年間2回の情報モラル指導の学級活動の実施。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動への理解。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
- ・PTA活動、地生連等を活用しての地域への啓発

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・山階小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「山階小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・各配布物やパンフレット等を常備し、教職員の理解向上とともに、保護者への理解を求める。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	あんしん委員会（1） 生徒指導研修「学校いじめの防止等基本方針」	学校のきまりとやくそく 「なかまづくり」		入学式後の保護者説明会 修学旅行説明会 学級懇談会
5	あんしん委員会（2） 児童理解研修①	なかよし集会 憲法月間 総合育成支援教育週間 非行防止教室（6年） あんしん山階① 「あいさつの仕方」		
6	あんしん委員会（3）	4年みさきの家野外活動 あんしん山階② 「してもらった時・失敗した時」	第1回いじめに関するアンケートの実施	
7	あんしん委員会（4） 取組の見直し・変更	5年奥越青少年自然の家 あんしん山階③ 「ほめ上手になろう」 情報モラル教育授業	第1回クラスマネジメントシートの実施 子ども面談週間	個人懇談会
8	あんしん委員会（5） アンケート結果を基にした研修・生徒指導研修（ネット・いじめ等）			
9	あんしん委員会（6）	運動会 あんしん山階④ 「はげまし上手になろう」 外国人教育週間		自由参観
10	あんしん委員会（7）	校内オリエンテーション あんしん山階⑤ 「みんなで決めたルール」		
11	あんしん委員会（8）	わくわくフェスティバル あんしん山階⑥ 「みんなのためになる」	第2回いじめに関するアンケートの実施	
12	あんしん委員会（9） 取組の見直し・変更 アンケート結果を基にした研修	情報モラル教育授業 人権週間	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	人権啓発授業参観 教育相談
1	あんしん委員会（10）			
2	あんしん委員会（11） 児童理解研修②	男女平等週間		新一年半日入学説明会
3	あんしん委員会（12） 取組の見直し・年間反省 アンケート結果を基にした研修	情報モラル教育授業	第3回クラスマネジメントシートの実施	学級懇談会

